

# 学協会の公益法人化 とその課題

2008.12.1

技術倫理協議会  
池田駿介  
(東京工業大学)

## 新公益法人法の施行

- 2006年6月:公益法人制度改革三法案成立
- 「主務官庁の許可を経て、」が削除され、「法律その他の定めるところ」とされた。よって事業内容がより自由に決められる
- 2007年:公益認定に関するガイドライン
- A:学術、技芸、慈善その他に関する事業であって、23項目
- B:不特定かつ多数の者の利益に寄与するもの、例示17項目

■ 一般社団法人は、次の5つの選択肢があります。  
公益社団法人となるためには④、⑤のどちらかでなければなりません。

①	社員総会	理事			
②	社員総会	理事		監事	
③	社員総会	理事		監事	会計監査人
④	社員総会	理事	理事会	監事	
⑤	社員総会	理事	理事会	監事	会計監査人

■ 一般財団法人は、次の2つの選択肢があります。  
公益財団法人も①、②のいずれかを選択することになります。

①	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	
②	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	会計監査人

## 形態と税制

### ①公益法人

- 収益事業に対してのみ課税、公益目的事業は非課税、収益事業に属する資産から、自らの公益目的事業に支出した金額は損金算入

### ②一般法人

- 非営利性が徹底された法人
  - 4つの要件：定款に剰余金の分配を行わない定めがあること、解散時に財産が一定の公益的な団体に帰属する、ことを定めていること、など
  - 収益事業にのみ課税（寄付金、会費には非課税）
- 普通法人  
それ以外

## 公益性の認定基準:18項目 とその問題点:その1

- ①不特定多数の者の利益の増進に寄与する公益目的事業を主たる目的とすること  
事業として、学術集会は入れてもらったが、学術誌が例示に入っていない
- ③公益目的事業実施に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること  
監事に公認会計士を入れればフリーパス  
経営基盤の弱い学協会は困難

## 公益性の認定基準:18項目 とその問題点:その2

- ⑥公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないとみこまれること(収支相償)  
個々の公益事業に適用。ただし、余剰が出た場合には将来のその事業に充てることができる
- ⑧公益目的事業比率が百分の五十以上となるとみこまれること
- ⑨遊休財産額が一定額以上を超えないこと  
1年分まではOKとなった

## ガバナンス

- 準則主義を取るため、法人自らが責任を持って運営を行う。
- 理事会・評議員会には本人の出席が必要  
委任状は認められない
- 社員総会の成立には、総社員の過半数の社員の出席が必要  
定款改正などの重要な事項については、3分の2以上の多数の議決が必要
- 評議員・評議員会（一般財団）は、理事会を監督する役割を担うため、理事会が評議員を選ぶことはできない

## 学術団体の公益的機能

- 学術研究の進歩・発展を図り、最終的には社会の発展と平和及び福祉の向上に貢献する
- 重要な機能である国際学術集会を含む学術集会の開催や学術誌の出版等の活動を基礎として、人材育成、科学的知識の普及・啓発などの公益事業を行っている
- 公益認定等ガイドラインにおいては、学術団体そのものが有する公益性について直接的認知がなされていない



## 学術団体の運営の特性

- 基本的に利益追求団体ではないので、経済的・人的経営基盤が弱体である
- 世界的な研究開発競争の中で、我が国の学術団体は少ない支援の中で苦闘している
- 職員に学会事務のプロフェッショナルが育っていないこと



## 海外先進国の学術団体の現状

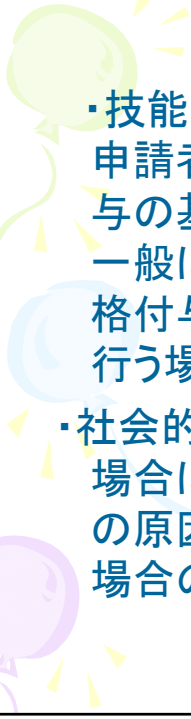
- 多くの学術団体が学術情報の出版で大きな収益をあげていることである
- 欧米の大手の学術団体は、政府への働きかけをその主要な任務としている
- 経営、財務、人事などの管理について欧米の学術団体と我が国の学術団体は大きく違っている。欧米の大きな学術団体の運営形態は、中堅以上の規模の株式会社に相似
- イギリスでは、Royal Charterとして、フランスでは、Societes Savantesとして公式に認められた学会は課税されない

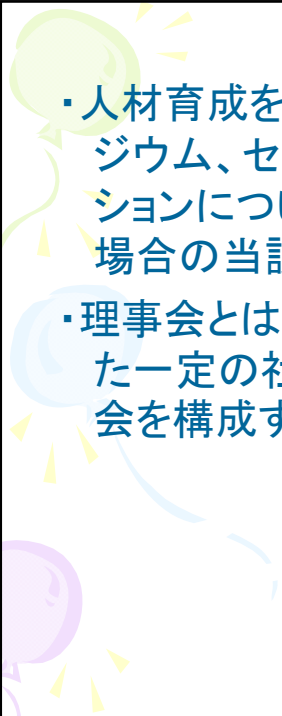


## 学術会議提言の内容

### 提言1: 公益法人制度改革に関して

- 公益認定作業に当たっては、以下の点が考慮されるべきである。
- 学術団体が行う以下の事業等について公益目的事業とする。
- 厳正な査読体制による選考に基づいて純粋に学術的なジャーナルを刊行し、かつ刊行後一定期間経過後に非会員からもアクセスできる措置をとる場合の当該ジャーナル刊行事業

- 
- 技能や技術などで一定の水準に達している申請者に資格付与を行う際に、当該資格付与の基準を公開して当該資格付与の機会を一般に開放するために、過去に出題された資格付与試験問題などを記載した書籍刊行を行う場合の当該書籍刊行事業
  - 社会的に重大な災害や事故などが発生した場合に専門家を派遣して調査活動を行い、その原因解明や防止策などを検討・公表する場合の当該調査活動

- 
- ・人材育成を目的として研究会や大会、シンポジウム、セミナーなどを行い、かつ一定のセッションについて非会員にも広く開放されている場合の当該研究会等開催事業
  - ・理事会とは独立に会員の互選によって選ばれた一定の社員（例えば代議員）により社員総会を構成することができるものとする



## 提言2：学術団体の機能強化

- ・学術団体自身も、連携あるいは統合を進めることにより強い学術団体群をつくり、これらが協力して国際的情報発信機能などの強化を目指すべきである。
- ・行政は、個々の学術団体に対して支援するというよりも、戦略的観点からむしろ国際的情報発信機能強化策に対して支援を行うべきである。

### 提言3: 日本学術会議の果たすべき役割

- 科学技術発展の国家的役割を担っている学術団体が健全に発展できるよう、日本学術会議との様々な協力関係や国として学術団体に対する支援策のあり方についての検討
- 純粋な学術的な活動を行う学術団体については、これらの団体と協力して将来的に「学術法人」として、他の団体とは区別して法人認定をできるようにするため、その具体的検討

### 学術基本法の制定に向けて

- 科学技術基本法は、Science and Technologyではなく、Science Based Technologyであり、学術そのものを育てる発想がない
- 学術基本法を目指し、その中で個別法としての学術法人(学術団体法)を位置づける
- そのための調査研究を行う





## 資料

- 新公益法人制度における学術団体のあり方、日本学術会議提言、2008.5.22
- 学協会の機能強化のために、日本学術会議 対外報告、2007.6.28
- 石井紫郎：学術基本法の制定を目指して、学術月報、Vol.61、No.3、2008